

## 平成27年度 第2回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

### 1 開会（社会福祉課長）

○ 市民憲章唱和

【事務局】 本審議会の規則第3条第1項では、会長が議長となることと規定しておりますので、これからの議事につきましては、栗田会長に進行をお願いいたします。

#### 《会議成立の報告》

【会長】 それでは、議事に入らせていただきますが、その前に会議の成立について事務局から報告いただきます。

【事務局】 本日の審議会には、委員総数12人中9人の委員にご出席いただいております、会議開催の要件を満たしていることをご報告させていただきます。

### 2 報告事項

#### (1) 甲賀市地域福祉に関する市民アンケート調査結果（速報）について

【事務局】 <資料1、資料1-2>について説明

【会長】 ご質問等がございましたら、ご発言をよろしく申し上げます。

【事務局】 現在、速報ということでもとめていますが、集計の仕方等でご意見をいただければ、次のまとめに反映させていただきます。

【委員】 10年前の調査と比べると、23頁（資料1）アンケート調査の「社会福祉協議会の活動に期待すること」の「支援を必要とする市民への個別支援」が高くなっていましたが、全体的に市民のニーズは、大きな変化がないのだということを実感しました。

【委員】 16頁（資料1）アンケート調査の「高齢者分野の課題」の「⑨災害時の一人ぐらしの高齢者の避難支援」は、新しく調査に加えられた項目ということですが、以前、民生委員をしていた際に、甲賀市がつけられた「災害時要援護者支援名簿」では、支援する人として東京にいる息子を指定するなど、避難に間に合わない人の名が書かれていたり、あるいは登録が必要な高齢者が提出されず、若い夫婦が登録していたりと基準がはっきりしていないということで、やり直してはどうかという意見が何回も出されておりました。また、支援してもらう人の了解をとらずに近所の人の名前を書かれていたようです。今もそのままになっていると思うのですが。

【事務局】 ご意見をいただきましたので、次回くらいに情報提供をさせていただきます

が、今年の秋まで市が「災害時要援護者支援名簿」として、作成していました。

この名簿は、在宅のひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時に支援の必要な方に「手上げ方式」で登録していただくというものでしたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、市内で支援の必要な人の名簿を市として作成することが義務化されました。

これを受け、市では本年11月20日現在で、在宅の75歳以上のみの世帯、要介護3以上の方、障がいのある方のデータの名寄せをして7,400人弱を対象者とし、避難行動要支援者名簿として作成しました。現在は、個人情報関係から、民生委員さんや区長さんに情報を提供することについての同意確認をとっているところで、約3,500人から回答をいただいているところです。この新たな名簿については、各地区民児協、区長会において説明をさせていただきましたが、一昨年の台風18号の時に役に立っていなかったなど、いろいろな課題をお聞きしています。次回の審議会におきまして、この取組の内容を報告させていただきます。

**【委員】** 先ほどの説明の中で、40歳未満の人の「現在の地域で暮らしていきたい」という率が低いということですが、その世代の方たちが、具体的に何に不満、不安を持っているのか。また、17頁（資料1 アンケート調査）に、子ども・子育て分野の課題とありますが、ほとんどが子ども主体のことで、子育てする親自身がどんな不安を感じているのか、また良いところもあると思いますが、子育て中の保護者は、具体的にどのように感じているのでしょうか。

**【事務局】** その世代の方が思っておられることは、次回、詳細を報告させていただきたいと思います。

また、子ども・子育て支援事業計画策定のために、一昨年、就学前児童、小学生のいる世帯を対象とした調査を行っていますので、そういったところから子育て分野の課題やニーズが見えてきていると思います。次回、関係資料としてお渡しさせていただきます。

**【会長】** 限られた設問の中なので難しいとは思いますが、先ほど出ました特徴的なところとして、災害時の避難のことや個別支援が増えたことなどについて、他の設問との関連性をみていくと、対策として、あるいは分析として良いと思います。

例えば、災害のところで近所づきあい、子どもについてのデータはないのですが、クロスするときに仮定を置きながら見られると、今後の検討につながると思います。

### 3 意見聴取事項

#### (1) 地域福祉の新たな課題について

##### 【テーマとする課題】

「経済的困窮者、社会的孤立（人との関係性の脆弱）及び複合的な問題等を原因とする生活困窮者への支援」

【事務局】 <資料2～資料7>について説明

【委員】 ひきこもりの方の支援を始めています。昨日も、約30年間家にいましたという方と食事をとりました。本人は、「ひきこもっていた。」という感覚ではなく、家で勉強をしていたという方もいます。また、自分としては頑張ったのに厳しい目にあつたことで、人と会うのが怖く、作業所とかを提案しても大勢の人の中に入れられない方もいます。

就労困難者というのは、障がい者、傷病者、高齢者だけではありません。働く能力といったときに、ネジを締めたり資材を運んだりする能力はあるのですが、朝起きる、決まった時間に行く、挨拶する、人の中に入っていくなどが、継続してできる「生きる力」というか、ベーシックな土台となる部分が無い場合があります。働く能力とか機会ということであれば、職業安定所に行って「どこかありますか。」というパブリックな制度で良いと思いますが、生活困窮者自立支援法による就労支援というのは、もう少しモラル、ルール、コミュニケーションというところで、とても難しい分野だと思って聞いていました。ここでいう就労支援というのは、実際にはどのような支援をされるのですか。失職を繰り返す人や、お茶碗でご飯を食べたことが無いなど、標準の暮らしをしたことがない人などもいます。

【事務局】 現在行っているのは、就労支援といいながらも就職斡旋でしかありません。「ハローワークへ行って仕事を探しましょう。」それしかできていないのが現状です。その結果、すぐに離職してしまう方も少なくありません。その人に向いている仕事は何か、そういう仕事に就けているのかをアセスメントする必要があります。挨拶ができないとか、社会的なルールが守れていない方も多くおられます。そういう方を集めた就労セミナーのような取り組みが必要であると考えていますが、現在、計画はできていません。今後の取り組みとしては、ワーカーが就いて個別支援を行い、受け入れてくれる所を開発し、農業、山仕事、工場のラインなど、その人の希望にあった体験ができる所を探していくことが必要なことだと思っています。

学習支援でも説明させていただきましたが、子どもや働けない人に、「釣った魚を与える。」のではなく、「魚の釣り方を教える。」べきで、それが生きる力であると思います。制度としてどのようなものが効果的かは、これからの精査と

なります。

【委員】 1,496 件の相談があることに非常に驚きました。これは、ご自身が市に相談に来られた件数でしょうか。

【事務局】 ほとんどは、ご本人が来られたものですが、民生委員さん等の関係機関からつなげていただいたケースもあります。また、学校から不登校の子どものことを聞いていたら、親が仕事に就いていなかったケースなどもあります。

【委員】 高齢者の介護に携わっていますが、生活に困窮されていて介護の費用も滞納になってしまう方もおられます。そういった方で、相談窓口があるということをご存じない方もおられます。私たちがつなげていくこともありますが、そうなるまでに相談するところがあるということを知るように周知できると良いと思います。

息子さんが母親を介護していて、介護のために離職し、母親の年金に頼って生活する中でどんどん困窮し、十分な介護も受けられなくなるという悪循環に陥るという状況があります。そういう方を、早期に発見するということで、民生委員さんや地域包括支援センターが関わっていただいているとは思いますが、地域の中でこういう人がいるという気づきにより、早く支援につなげていく必要があります。

支援を受けることは「悪い」という気持ちでおられ、支援に対して消極的な人もおられるので、粘り強い支援が必要だと日々の中で感じています。

【事務局】 ケアマネジャーさんからは、多くの相談をつなげていただいています。介護離職ということもありますが、調査に伺った高齢者の世帯に、50代のひきこもりの息子さんがおられたというケースがいくつかありました。

80歳の方のところにお伺いしたら50歳の方がおられ、70歳の方のところへお伺いしたら40歳の方がおられるケースが多くあることから、よく「8050」、<sup>ほちぜろごおぜろ</sup>「7040」といわれています。この方々は、親の年金だけで生活しているということが多く、親もその状態が長く続いているのであきらめて生活されています。国が定義する「ひきこもり」は、15歳から39歳までなので、先ほど説明させていただいた本市の推計値「400何人」には、40代、50代のひきこもりの方は含まれていません。

ケアマネジャーさんを対象とした研修会では、高齢者世帯の困り事があればこちらにつなげてもらうようお願いしました。また、困窮のSOSは、税や利用料の滞納から把握できることが多くあります。市では、庁内に連携会議を設置しており、滞納債権対策、市営住宅、水道の担当課が把握する滞納者の中で、問題がありそうな場合には、情報を共有し困窮者の早期発見につなげていきます。今後は、滞納に係る通知を発送する場合に、相談窓口を周知する必

要もあると考えています。

**【委員】** 学習支援や就労支援というところでは、就労支援の対象となっている40代の方等のほとんどは障害支援認定を受けていないと思います。私たちが支援しているひきこもりの方の中にも、認定を受けていない方がいます。認定を受けている人には、就労前の訓練や訪問などの福祉サービスがあります。それらで対応できないのが、ひきこもりです。

障がい無くても、何らかの就労前のトレーニングがあると良いと思います。ニートというのは、トレーニングも受けていないということですから、地域福祉の中で、地域のボランティアな部分で協力する。例えば、トレーニングとなる講座を受けて、夕食を150円で食べて帰る。「来たらメリットがある。」それで通い続けることができるというような取り組みへの協力。

また、子どもの支援でいうと、子ども食堂というのが、今全国的に取り組まれていて、多くの方が賛同されています。市民としてどう参画するか、例えば、食材の提供、作ることなど具体的にしていって、「この地域にはこれくらいの登録ボランティアがいますよ。」ということになる。このような仕掛けを作っていく計画になることが必要だと思います。

**【事務局】** 子ども食堂のことについて、お話いただきました。実際、ボランティアの方に、この事業を支えていただいています。一番苦勞しているのがボランティアの確保です。今後は、このボランティアを集める仕掛けが必要だと思っています。例えば、企業へ働きかける、「子育て支援企業」ならぬ「生活困窮者支援の応援企業」や社員教育の一環にこういったところを加えていただくとか、子ども食堂にも取り組んでいますが、そういうところも含めて、様々な地域の方に支えていただくというの必要なことかと思っています。食材費は、市で払っていますが、廃棄寸前の食べ物を提供していただくようなフードバンクなどの支えていく仕組みは、様々なアイデアで回っていくことを実感しています。

**【委員】** 児童養護施設については、施設に入らなくても地域で支えていくということがこれからは必要かと思っています。施設に入ってきて衣食住は保障されても、自分のこれまで育った生活環境から離れ、親からも離れて生活していくわけです。

もとい地域で不登校、生活リズムが乱れ、小さい時に保育園や小学校で症状が現れているのだから、登園しない、不登校で学校へ来ない、そこを地域で支えることが必要です。市をはじめ行政もそこへ入っていかないと、その家庭に何が起こって不登校になっているか、学校任せになってしまい、どうしようもない状態でネグレクトとなり、児童相談所を経由して子どもの施設に来るわけです。

一旦、施設に来てから帰すことは、なかなか難しく、家庭が子どもを迎えら

れるまで力を回復するのは大変です。小さい時にその家庭を地域で支えていれば、ここまで来なかったのにといつも思います。保育園、小学校と市の生活支援等の福祉がもう少し連絡をとって、そこまで行かない方法を確立していかないといけない。

国では、子どもの社会的養護は施設ではなく、里親、地域の小さな単位のグループホーム、そして施設と3分の1ずつに分けようとしています。施設で育てしまうと、社会参加が難しくなります。少ない職員、それも学校出たての職員が、専門知識だけで育てる育て方と、家庭・地域で育つのは、社会で生きていく力が違います。「子どもは、小さい家庭的環境の中で育つべきである。」ということが、国連のほうでもうたわれていますし、憲法でも保障されています。地域にいるときに、もう少し行政が手を差しのべることが出来れば施設まで来なくて済む、そこに着目していただきたい。

**【委員】** 相談に来られるのは30代から50代の男性が多いということですが、高齢者ご本人からの相談はどうでしょうか。

**【事務局】** 高齢の方は、地域包括支援センターからつながってくることが多いです。

**【委員】** 70代の男性が、生活苦を理由に新幹線の中で焼身自殺されたという事件がありました。それから「下流老人」ということがテレビでも放送されて、言われるようになりました。そういう方が、すごく多いということが問題になっていると思います。甲賀市でも、そういう方が潜んでおられるのかなと感じています。

**【会長】** 2点ほど。昔は、「子どもに何かあるときには、親がしっかりして。」という言い方だったのですが、子どもを支え、親も支えないといけない状況が見受けられます。

経済的困窮者は、その親も元々経済的困窮だったというデータが出ているように、親のほうも生きる力がないので、親を支える専門家を養成しないといけない。専門家もこんな難しい問題に、経済だけの支援はできないので、その専門家を支えるシステムまでつくる必要があります。つまり、4重くらいのシステムにしないと難しいと思います。そうやって初めて、子どもや親がありがたいという気持ちを持てば、やっとお互い支え合える社会へ出て行くことになります。初めから、お互い支え合うというのは無理ですから、その辺を考えないといけないと思ったのが1点目です。

2点目は、福祉の関係者は昔に比べると連携していますが、皆さんが例を言われたように、「子どもの問題の時に親が」、「おじいさんの問題の時に子どもさんが」など、問題がいろいろ複合している以上は、課内の体制もそうならないといけない。行政の方は、今は福祉にいて、次は健康の方へ行くと、い

ろいろ経験はされるのですが、そこに入った時はそのことで手一杯です。1つ取り組んでいただくと良いと思うのは、毎回でなくていいので、福祉の領域に、それ以外の領域の保健師さん、調理の人、学校の教諭、職場の人、できれば民間の介護士なども入り、みんなの力で複合的に理解していくことです。生活は複合的なものであるのです、例えば、保健師さんが小学校へ来て、「歯みがきは大事だよ。」と教えると、保健師さんは元々そういう領域なので考えなくてもできます。

課を超えたことを、また、地域を越えた仕掛けをつくることの必要性を、皆さんの意見を聞いて思いました。また、井戸端会議のような雰囲気会議の記録を残していくと、変わっていけるのではないのでしょうか。理想かもしれませんが、ちょっとした努力でアイデアが広がるかなと思います。

## 4 その他

### (1) 次回審議会の開催時期について

平成 28 年 2 月 18 日（木）午前 10 時から

**【会長】** それでは次回の審議会は、平成 28 年 2 月 18 日木曜日午前 10 時に開催いたします。具体的な案内については、後日、事務局から改めてご案内いただきますので、ご出席いただくようお願いします。

## 5 閉会

**【事務局】** それでは、閉会にあたり、副会長からごあいさつをいただきます。

**【副会長】** 本日は、熱心なご議論ありがとうございました。本日は、生活困窮の話が中心でございました。生活困窮が、地域福祉の課題になるということは、長く地域福祉に関わらせてもらっているものとしては隔世の感があります。内容が、複雑多岐にわたっておりますし、将来的には予備群になると思われる発達障がいといわれる方が急激に増えているということもありまして、ボリュームも内容も非常に大きな問題であるというふうに感じさせていただきました。

しかし、もう一方では、これを地域福祉の中でどうやって一般住民の皆さんに理解していただくのかという大きな課題は、私ども社会福祉協議会の責任でもあるという思いもいたしているところでございます。こういった意味で、各般にわたりまして活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。

(以上で終了)